

第57回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和3年7月6日(火) 10時00分～11時30分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

【出席者(敬称略)】

〔委員〕中川義三、畑井敏宏、米倉弘幸、吉川仁也

(リモートによる参加) 吉川正史、山口宣恭、村岡悠子

〔実施機関〕健康課課長(新型コロナウイルスワクチン接種業務担当): 中谷正之、
健康課事務員(新型コロナウイルスワクチン接種業務担当): 高田叶子、
人事課課長補佐: 荻巣友貴、ICTイノベーション推進課長: 森康通、
総務課長: 飯島武暢、同課係長: 松本淳也、介護保険課課長補佐: 吉本直樹、
同課主幹: 殿水成樹、国保医療課長: 市川豊、同課係長: 佐々木潔、
同課係長: 小豆澤仁美、こどもサポートセンター所長: 角井智穂、
同センター主任: 岡本博幸

〔事務局〕総務部長: 杉浦弘和、総務課長: 飯島武暢、同課課長補佐: 立田久美子、
同課主任: 塚美代子

【議 題】

- 1 委員紹介
- 2 【諮問案件1】シフト管理システムの導入に伴い、実施機関の電子計算機と民間のデータセンターとを結合することについて(健康課新型コロナウイルスワクチン接種業務担当)
【諮問案件2】顔認証サーマルカメラを運用することに伴う、個人情報の本人外収集について(総務課)
- 3 【報告案件1】ISDN回線の廃止に伴う、本市と地銀ネットワーク(株)との接続回線の変更について(介護保険課、収税課、上下水道部総務課)
【報告案件2】後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストアでの収納開始に伴い、実施機関の電子計算機と民間のデータセンターとを結合することについて(国保医療課)
【報告案件3】オンライン資格確認等システムに特定健康診査及び特定保健指導情報を追加することについて(国保医療課)
【報告案件4】要保護児童等に関する情報共有システムの導入について(こどもサポートセンター)
- 4 その他

【審 議 事 項】

- 1 委員紹介

事務局から新委員の紹介があった。

- 2 【諮問案件1】シフト管理システムの導入に伴い、実施機関の電子計算機と民間のデータセンターとを結合することについて（健康課新型コロナウイルスワクチン接種業務担当）

〔結論〕

適当なものと認めるが、メールアドレスも個人情報として適切に取り扱うこと。

答申の詳細については、会長に一任する。

〔審議経過〕

実施機関である健康課新型コロナウイルスワクチン接種業務担当より、クラウド型のシフト管理システムの導入に伴い、民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合について、その経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種について、市民への接種を加速させるため、集団接種会場及び大規模接種会場を設置している。その接種会場で業務に従事してもらう多数の看護師の勤務シフト管理について、職員がシフト表を作成、調整して、郵送等により相手方に連絡する事務作業を行っているが、半日勤務の希望も多く、多くの時間と労力を要している。
- ・ 職員の事務処理負担の軽減を図るために導入予定のクラウド型システムは、通信経路の暗号化や特定の職員しかログインできないよう限定したID付与等十分なセキュリティ対策が施されている。
- ・ 取り扱う個人情報は、氏名である。
- ・ 接種会場の増設が急遽決定し、多くの看護師のシフトを調整する必要があったため、システムを先行導入して個人情報を入力しない方法で稼働させており、審議会から答申があり次第、個人情報を追加設定する予定である。

○ 質疑

Q 予算はどのくらいでしょうか。

A 1ユーザー当たり1ヶ月300円で、150人の利用があるとする1ヶ月4万5千円になります。

Q 入力する個人情報は氏名だけで、それで機能するのでしょうか。

A メールで通知しますが、メールアドレスは個人情報に当たらないと確認しております。また、通勤手段のヒアリングをしていますが、個人情報に当たらないと認識しております。

Q メールアドレスは個人情報に当たらないのですか。

A 自宅からシフト管理をされるので、自宅のパソコンは家族間でメールアドレスを共有されているということでありましたので、個人情報に当たらないとしております。また、

本人へは、民間のシステムを利用する目的や登録する情報を事前に通知しております。

○ 附帯意見

取り扱う個人情報として、メールアドレスも追加すること。

【諮問案件2】顔認証サーマルカメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について
(総務課)

[結論]

適当なものとするが、個人情報の保存については必要最低限にとどめること。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である総務課より、顔認証サーマルカメラの設置、運用に伴い、本人の同意なく、個人情報を収集することについて、その経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、市役所の各玄関に手指消毒用ディスペンサー付きの顔認証サーマルカメラを本年5月中頃に設置し、検温、マスク着用の有無を確認し、手指の消毒を促している。
- ・ 購入した後で、顔認証サーマルカメラが検温した際に個人の容姿を撮影し、体温と日時とともにハードディスクに記録する仕様となっていたことが判り、業者に記録する機能を外すよう依頼したが不可能であったため、盗難防止等セキュリティ対策を講じながら運用している。また、記録されたデータは、庁舎における犯罪及び事件等で捜査機関から求められた場合にのみ提供を行う。
- ・ 取り扱う個人情報は個人の容姿で、記録されたデータは上限数を超えると上書きされる。

○ 質疑

Q 約8千件のデータが記録されるとのことでしたが、期間にするとどのくらい残りますか。

A 導入当初の検証時では、1日に撮影される人数が千～千5百人くらいでしたので約5日間保存されていることとなります。

Q 警察以外の公的機関から要請があった場合は、どういう対応を考えておられますか。

A 目的や有用性を考慮して判断したいと考えております。

Q 要綱案第8条は、感染拡大防止の目的以外の犯罪捜査等へ提供するという趣旨でしょうか。

A 犯罪等の捜査で警察から依頼があった時は、必要であれば提供させていただきますが、検温していただくことを目的としておりますので、それ以外の目的での外部提供は想定しておりません。庁内の他課からの依頼は、提供しない方向で考えております。

Q 一週間ほどで上書きされるということでしたが、要綱でいつまで保存するという上限を定めることはできないのでしょうか。

A 期間を定めてデータを消去するという機能がなく、上書きするまで保存し続けるか、手動ですべて消去することのみ可能となっております。

Q 容姿を収集する必要性は無く、不可抗力的に収集されてしまうとのことですので、一定期間を過ぎたら全部消去することはできないのでしょうか。

A 全て消去することは可能ですので、運用方法を検討し、定期的に消去するという方向で考えさせていただきたいと思います。

Q 要綱案第6条第1項第4号の複製及び持ち出しの必要はないのではないのでしょうか。

A 要綱案第8条の外部提供の場合、顔認証サーマルカメラのタブレット端末上ではデータの確認ができず、記録媒体に複製してパソコン等の端末に読み込ませて初めて確認することができるため、このように規定しております。

○ 附帯意見

防犯カメラ機能の目的ではないため、概ねの期間を定めてデータを消去することやデータの取扱・利用については、限定的な規定として要綱に記載すること。

3 【報告案件1】 I S D N回線の廃止に伴う、本市と地銀ネットワーク(株)との接続回線の変更について(介護保険課、収税課、上下水道部総務課)

現在、市税や水道・下水道使用料及び介護保険料のコンビニエンスストアでの納付情報の收受については、西日本電信電話(株)の I S D N回線を利用して地銀ネットワーク(株)と本市との間でデータの受信を行っているが、令和6年1月で I S D N回線が廃止されるため、既に導入済みの L G W A N回線に移行することについて、介護保険課から報告があった。内容としては、 L G W A N回線は、総務省の許可を得た業者のみ接続が可能で信頼性があることやデータセンターのセキュリティ基準が高く、初期費用が必要となるが新たな回線使用料や機器購入等の諸経費がないこと、また本市と地銀ネットワーク(株)との結合については、水道料金が平成13年に、市税は平成17年に本審議会からの答申で適当と認められていること、介護保険料については平成22年に結合の報告を受けていることから、報告案件として説明を受けた。

○ 質疑

Q I S D N回線で接続している状況は、他市でも同様ですか。

A 当時は I S D N回線が一番安全で一般的な回線であったため、 I S D N回線で接続している市町村が多数あります。

【報告案件2】後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストアでの収納開始に伴い、実施機関の電子計算機と民間のデータセンターとを結合することについて(国保医療課)

後期高齢者医療保険料の収納拡充のため、平成30年10月からコンビニエンスストアでの納付を開始したことについて、国保医療課より報告があった。内容については、平成17年議答第12号において、市税をコンビニで収納するために、コンビニ収納代行業者である地銀ネッ

トワーク㈱と専用回線で結合することを適当と認められており、今回の後期高齢者医療保険料は、従来から利用している I S D N回線よりも高速でセキュリティが高い L G W A N回線を用いて結合することから、報告案件として説明を受けた。

○ 質疑

Q 手数料はどのようになっていますか。

A 手数料は1件あたり61円で、地銀ネットワーク㈱へ支払っております。

Q 市のどこの口座に入りますか。

A 収受された保険料は、指定金融機関である南都銀行の口座に入金されます。

【報告案件3】 オンライン資格確認等システムに特定健康診査及び特定保健指導情報を追加することについて（国保医療課）

新たに資格を取得した加入者が所属する保険者は、以前に加入していた保険者（旧保険者）に特定健康診査及び特定保健指導データ等に関する記録の写しの提供を求めることができ、旧保険者が本人同意を得た上で当該記録の写しを光ディスク等で提供しているが、安全な環境の下で効率的に記録の提供・取得が行われるオンライン資格確認等システムが構築されたことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の改正により、本人の同意なく、同システムを活用して特定健康診査等に関する記録の写しを保険者間で引き継ぐことについて、国保医療課から報告があった。内容については、令和2年3月18付け生国第842号「オンライン資格確認に伴う資格情報等の情報連携について」で平成19年議答申個第26号の包括諮問事項の類型の該当により報告のあった内容について、既に導入している仕組みをそのまま利用し、情報連携する個人情報が追加となったことから報告案件として説明を受けた。

【報告案件4】 要保護児童等に関する情報共有システムの導入について
（こどもサポートセンター）

近年、頻繁に発生している児童虐待の事案において、虐待された児童が転居した際に自治体間の引継ぎや児童相談所と市町村の情報共有が不十分なことが多数あったことから、夜間・休日も含めた迅速な情報共有が必要とされ、要保護児童等に関する情報共有システムを国が開発し、令和3年度から運用を開始している。市町村においても同システムの導入準備を行うよう令和2年度に通知があり、本市においても、現在、紙媒体で行っている情報共有をより効率的・効果的に実施するため、令和3年度中に同システムの利用を開始することについてこどもサポートセンターから説明があった。内容については、全国的に統一された業務であること、全国の児童相談所及び市町村が全ての情報を閲覧できる仕組みではなく、対象を限定した範囲で閲覧できる仕組みであること、接続する回線はセキュリティが確保されている L G W A N回線であり、通信経路上のデータを暗号化すること、システムの利用者を限定して I Dとパスワードでログイン認証する等セキュリティ対策が確保されており、平成19年議答申個第26号の包括諮問事項の類型2に

該当するため、報告案件として説明を受けた。

○ 質疑

Q システムにアクセスできる人数や対象となっている児童の数はどのくらいですか。

A アクセスできる職員はこどもサポートセンターの職員4名、対象となっている児童は新規と継続を合わせて年間約500人程度です。

Q システムで情報を閲覧できるのはどういう範囲になりますか。

A 過去の対応履歴を探したい場合は、名前や生年月日等限られた情報しか閲覧できませんが、全国的に検索することができます。生駒市に転入してきた児童の場合は、本市から依頼を出し、転入元で制限を解除することで情報が閲覧できるようになります。

Q 現在、紙媒体で情報管理されているということですが、システムが本格運用されると紙媒体は無くなっていくのでしょうか。

A システムの運用が始まると郵送の手間もかからなくなるため、データによる情報管理をしたいと思っておりますが、今まで紙で管理してきた全ての情報がデータに変換できるかどうかはシステムを導入してからの判断になりますので、場合によっては紙による情報が残るかもしれないと考えております。

Q 転出入の届出をしない場合は、システムで検索できないということですか。

A 住民基本台帳情報と連動するため、転出入の届出をしなければ難しいと思います。

4 閉会